

令和8年度西表島におけるマルバネクワガタ類に関する調査研究業務  
仕様書

1 事業名

令和8年度西表島におけるマルバネクワガタ類に関する調査研究業務

2 事業目的

西表島は、数多くの希少種、固有種等が生息する豊かな自然環境を有しており、一部の種は竹富町自然環境保護条例に基づき特別希少野生動植物等に指定されている。なかでも、希少な甲虫類のうち、ヤエヤママルバネクワガタ及びチャイロマルバネクワガタの2種は、令和7年度に特別希少野生動植物に追加指定がなされた。一方で、当該2種はその個体群がおかれた状況等が必ずしも明らかではないことから、指定後3年を目安とした一定期間内に、生息状況の確認、地元との軋轢、採集圧の影響把握、普及啓発等の課題解決に努めることとしている。

そこで本業務では、西表島における当該2種について、採集圧による個体群への影響や個体数動態などの実態を把握することを目的とし、調査研究を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 提案総額の上限

委託予算の上限は4,321,056円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。なお、発注者側による想定人工数を参考記載するが、企画提案はこれに縛られるものではない。

(1) 募集する企画は、下記のとおりとする。

本業務は、令和7年度に特別希少野生動植物に指定したヤエヤママルバネクワガタ及びチャイロマルバネクワガタに関して、指定継続の必要性に関するさらなる検討を行うことを目的としている。このため、当該2種について、個体群への影響や個体数動態などの実態を明らかにするための調査研究を行うこと。なお、企画提案の参考として、発注者による想定を以下に記載する。

- ・西表島における2種の個体群構造、分布状況
- ・2種の各個体群に対するかく乱要因の整理解析
- ・法令による採捕規制が2種の各個体群動態に与える影響の検討

調査研究に加えて、令和7年度に特別希少野生動植物に指定がなされた事実等を踏まえ、以下の事項に関する要素も実施を検討すること。

- ・調査研究成果（過程を含む）に関する地域社会への還元
- ・調査研究成果を踏まえた望ましい採捕規制のあり方を含む保全施策に関する提言

- (2) 委託事業全体を総括する担当者1名の配置
- (3) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ
- (4) 事業完了報告書の作成（13人日程度を想定）
  - ① 実施内容、研究内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
  - ② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。  
＜例＞外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など
- (5) その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業（6人日程度を想定）

## 6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。

### (1) ヤエヤママルバネクワガタに関する調査研究計画

西表島におけるヤエヤママルバネクワガタについて、個体群への影響や個体数動態などの実態を明らかにするための調査研究を行うため、具体的な調査研究計画について提案すること。提案にあっては、5(1)の内容を十分に踏まえた、実現可能かつ効果的な調査研究計画とすること。なお、調査研究成果に関する地域社会への還元及び調査研究成果を踏まえた望ましい採捕規制のあり方に関する提言については、本項目における企画提案は不要とする。また、必要に応じて複数年度を要する調査研究計画とすることも妨げないが、その場合は各年度に実施する内容を明定するとともに、最大3年以内の計画とすること。

### (2) チャイロマルバネクワガタに関する調査研究計画

西表島におけるチャイロマルバネクワガタについて、個体群への影響や個体数動態などの実態を明らかにするための調査研究を行うため、具体的な調査研究計画について提案すること。提案にあっては、5(1)の内容を十分に踏まえた、実現可能かつ効果的な調査研究計画とすること。なお、調査研究成果に関する地域社会への還元及び調査研究成果を踏まえた望ましい採捕規制のあり方に関する提言については、本項目における企画提案は不要とする。また、必要に応じて複数年度を要する調査研究計画とすることも妨げないが、その場合は各年度に実施する内容を明定するとともに、最大3年以内の計画とすること。

### (3) 調査研究成果に関する地域社会還元

本調査研究業務の成果（過程を含む）に関する地域社会への還元方法について、具体的かつ魅力的な提案を行うこと。提案にあっては、竹富町民が当該2種の希少価値と保全の必要性を理解できる内容とすることや、教育現場において環境学習として位置づけることができる内容とすることを念頭におくこと。なお、本提案は6(1)、(2)に掲げる調査研究計画と連動するものであり、最大3年間の事業期間を通じて臨機応変かつ効果的に実施するものとする。

### (4) 保全施策への提言および普及啓発

本調査研究業務の成果（過程を含む）を、今後のマルバネクワガタ類に関する保全施策にどのように反映させることが可能であるか、具体的に提案すること。提案にあっては、本調査の成果

を、指定の継続または変更の根拠として定義付けることを念頭におくとともに、一定以上の個体数が生息・生育するものの高い採捕圧を受けている種に関する採捕規制のあり方や、持続的なモニタリングのあり方等を含めた総合的な提案とするよう努めること。なお、本提案は6(1)、(2)に掲げる調査研究計画と連動するものであり、最大3年間の事業期間を通じて臨機応変かつ効果的に実施するものとする。

#### (5) 実施内容を加味した事業実施体制の提案

本事業の円滑な実施にあたって必要と想定される、自然環境保全の観点からの取組み等に係る知識、経験、技術等を備えた実施体制を具体的に提案すること。特に、本調査研究においては、マルバネクワガタ類の生態や保全等に関する専門的な知識、経験、技術等を有する有識者の参加を必須とすること。また、地元自治体や関係機関、関係省庁（環境省や林野庁）等と連携し協力すること。さらに、本調査研究にあたっては、知識や経験、技術等を備えた地元住民を補助や協力者として雇用すること。なお、本提案は6(1)、(2)に掲げる調査研究計画と連動するものであり、最大3年間の事業期間を通じて臨機応変かつ効果的に実施するものとする。

#### (6) 事業実施スケジュールの提案

本事業の実施に必要なスケジュールについて、効果的かつ効率的な内容を提案すること。

### 7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2021\\_itaku\\_manual.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf)

契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

### 8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。

### 9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

### 10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区

分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

#### 11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応募締切	令和8年X月X日 (X) 17時
企画提案書類審査	令和8年X月X日 (X)
審査結果通知	令和8年X月下旬 (予定)
委託契約締結	令和8年X月上旬 (予定)

#### 12 問い合わせ先

竹富町役場自然環境課 自然環境係  
〒907-8503 石垣市美崎町 11 番地 1  
Tel : 0980-83-1306 Fax : 0980-82-6199  
shizenkankyoka@town.taketomi.okinawa.jp